

岩手・柳之御所跡

やなぎの
ごしょ

1 所在地 岩手県西磐井郡平泉町平泉字柳御所

2 調査期間 一 一九九一年（平3）四月～一二月、二 一九九三年四月～一二月、三 二〇〇一年五月～一一月、四 二〇〇二年五月～一月

3 発掘機関 一・二 財岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター、三・四 岩手県教育委員会

4 調査担当者 一・三浦謙一・松本建速、二・松本建速・平澤祐子、三・羽柴直人・戸根貴之・斉藤邦雄ほか、四・杉沢昭太郎・戸根貴之

斉藤邦雄ほか

5 遺跡の種類 居館跡

6 遺跡の年代 一二世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構 の概要



(一 関)

柳之御所跡は、一二世紀の奥州を支配した平泉藤原氏の居館跡である。遺跡は堀によつて南北に大きく二

分され、それぞれから検出される遺構や遺物に違いがあり、場の使用者が大きく異なることがわかつてゐる。今回報告する計四次の調査のうち、第五六次調査は上記の堀跡、それ以外はいずれも堀の南側にあたる堀内部地区で行なわれた。

これまでの一連の発掘調査による検出遺構には、掘立柱建物、堀、園池、多数の井戸・井戸状遺構、各種土坑、橋、道路などがある。

堀内部地区の中心には園池があり、その北側から東側にかけて大規模な掘立柱建物群が存在する。現在も確認調査を継続中で、堀内部地区は『吾妻鏡』にみえる政庁「平泉館」に相当するとの見方が、いつそう強くなつてきている。

木簡は、第三一次調査において井戸状遺構三一SE二から一点、井戸状遺構三一SE七から一点、土坑三一SK八〇から二点の計四点、第四一次調査において堀四一SD二から一点、井戸状遺構四一SE四から一点の計二点、第五五次調査において井戸五五SE一から一点、土坑五五SK二九から二点、土坑五五SK四三から一点の計四点、第五六次調査において堀五六SD三九から一点、以上総計一点が出土した。

井戸状遺構三一SE二は、検出面で長径二・〇四m短径一・九三mの隅丸正方形の平面をもつ素掘りの井戸で、深さは三・六五mあり、底に向かって四角柱形にすぼまる形狀をとる。底面には灰白色粘土を敷いた上に松鶴鏡が置かれていた。

井戸状遺構三・*SE*七は、検出面で長径一・三六m 短径一・七六mの不整楕円形の平面をもつ素掘りの井戸で、深さは五・八〇mある。木簡のほかに、底面から完形のかわらけ三点、小型曲物一点、木の削りかすが出土している。

8 木簡の釈文・内容

土坑三一SK八〇は、検出面で長径一・〇九m短径一・〇八mを測る不整円形の土坑で、深さは一・五八mあり、底に向かつて次第にすぼまる円筒形を呈する。木簡のほか、ウリの種子や籌木が多量に出土した。便所あるいは便所関連施設として利用された後、一二世紀後半に埋められたものであろう。

井戸状遺構四—S E四は、長径一・〇〇m短径一・八八mの円形の井戸で、深さは三・一〇mある。一二世紀後半に埋められたと考えられる。

井戸五五SE一は、一二世紀前半の井戸枠をもつ井戸。埋土上部から、かわらけをはじめとする多量の遺物が出土した。
土坑五五SK二九と土坑五五SK四三はいずれも一二世紀に属し後者は形状からいふと井戸状遺構とすべきものである。

堀五六SD三九は、堀内部地区を取り囲む一條の堀のうちの外側の堀で、柳之御所と無量光院との間に立地する猫間が淵と呼ばれる低地に設定したトレーンチにおいて検出した。上幅は最大で八九m

いずれもスギの柾目材。(1)は、左辺は原形をとどめるが、右辺は割れ、上下両端は折れ。平仮名の一部と思われるものが見えるが、判読不能。(2)は右辺が割れ、下端は折れ。上端の左右に切り込みを入れた付札状のものである。文字の種類も含めて詳細は不明。(3)は

(103)×(18)×4 039
井戸状遺構二一〇三七
(2)
「」

(1) 井戸状造構三一〇四二

上下折れ、左右割れの細片。右上に墨痕が残ることから、少なくとも二行にわたって文字が書かれていたと考えられる。左下端の一文字は「二十」のように見えるが、確実とは言えない。(4)は折敷の断片で、右辺が割れ。木釘孔はなく、棧がつかない型式のものである。

解読できる文字はないが、漢字が二行書かれている。

一 第四一次調査

堀田一〇〇一

「南无大般若□

(119)×27×5 061

井戸状遺構四一〇四四

(2) 「▽鬼鬼鬼 物 急々如律令」
(符 鑑)

179×25×3 032

いずれもスギの柾目材。(1)は筆塔婆。上端は主頭で、左右に二段の切り込みを入れる。下端は折れ。「南无大般若」に続く一文字が認められるが判読不能。(2)は呪符の完形品。頭部は山形で、左右に切り込みが入る。切り込み部分の表面に紐懸けとみられる痕跡が認められるが、裏面にはない。下端は二方向から面取りが施される。符鑑は「鬼」一文字の上部に「鬼」二文字を逆字で重ねている。「鬼鬼鬼」となる。次の「物」は、第一八次調査で出土した一点の呪符に「惣鬼鬼」とあることから(本誌第一三号)、「惣」を意図し

たものとみられる。

三 第五五次調査

井戸五五〇四一

(1) □□□□

(88)×(22)×1 081

土坑五五〇四一九

(2) □□

091

(3) □□

(121)×(18)×2 081

土坑五五〇四二〇

(4) □□

(98)×(13)×7 081

いずれもスギの柾目材。(2)は、長さは一二四mmと長いが、厚さは一mmしかなく、削屑としておく。判読不能。(3)は左右両辺が割れ、下端が折れである。墨痕が二カ所に認められるだけで、詳細は不明。(4)は上端が折れ、左右両辺が割れである。下端は斜めになる。やや厚い材の表面に墨痕が認められるが、詳細は不明。

四 第五六次調査

(1) □

(87)×(27)×2 081



一(4)

スギ材の柾目板。上下両端は折れ、左右両辺は割れ。文字の一部とみられるが、詳細は不明。

9 関係文献

(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター『柳之御所跡』(岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書三八、一九九五年)

岩手県教育委員会『柳之御所遺跡—第五五次発掘調査概報—』(岩手県文化財調査報告書一二三、二〇〇二年)

同『柳之御所遺跡—第五六次発掘調査概報—』(岩手県文化財調査報告書一二七、二〇〇三年)

(三浦謙一)

